

笛吹市告示第 152 号

笛吹市大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 10 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、食品価格等の物価高騰の影響を受ける大学生等に対して、臨時的な措置として給付金を給付する笛吹市大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 市が事業により給付する給付金をいう。
- (2) 学生 令和 8 年 7 月 1 日現在(以下「基準日」という。)において、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する者(企業、官公庁等に在籍する社会人学生を除く。)をいう。

(給付金の給付対象者)

第 3 条 給付金の給付対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、平成 20 年 4 月 1 日以前に生まれた学生であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において市の住民基本台帳に記録されている学生
- (2) 市の住民基本台帳に記録されている者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の控除対象扶養親族となっている学生
- (3) 市の住民基本台帳に記録されている者の健康保険の被扶養者となっている学生又は国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)(以下「国民健康保険法」という。)に規定する修学中の被保険者の特例に該当する学生
- (4) その他市長が認める者

(事業の周知)

第 4 条 市長は、事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請方法、申請受付期間等の概要について周知を行うものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、給付対象者1人につき2万円とし、1回に限り給付するものとする。

(申請受付期間)

第6条 給付金の申請受付期間は、令和8年9月1日から令和9年1月15日までとする。ただし、災害等やむを得ない事由により申請ができなかったと市長が認めた場合は、この限りでない。

(給付金の申請)

第7条 給付対象者は、大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給付対象者が学生であることを証明できる書類の写し
- (2) 給付対象者の所得税法、地方税法等の扶養者が証明できる書類の写し
(第3条第2号又は同条第3号に規定する学生に該当する者に限る。)
- (3) 給付対象者名義の振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(給付金の給付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業給付金給付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは大学生等物価高騰対策生活支援給付金給付事業給付金不給付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の給付を決定したときは、給付決定を受けた者が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、給付金を給付するものとする。

(給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が第4条に規定する周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第6条に規定する申請受付期間に申請書の提出が行われなかった場合、給付対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が前条に規定する給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、給付対象者の責に帰すべき事由により給付金を給付できなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、令和9年3月31日までに補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金を受給した者があるときは、給付金を受給した者に対し、期限を定めて給付した給付金の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、この要綱の適正な執行のため必要があると認めるときは、給付対象者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 12 条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた給付金の給付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。